

病児保育室「たんぽぽ」利用案内

令和4年4月1日

目的

- 病児保育室「たんぽぽ」は、古賀市、新宮町に住所を有する子どもさんが病気のため、保育所等での集団保育や学校生活、家庭での保育が困難な場合に限り、一時的にお預かりし保育を実施するために設置されました。

対象

- 対象は、1歳の幼児から小学校6年生までの児童で、下記の要件をすべて満たす場合となります。
 - ① 古賀市、新宮町に住所を有する子
 - ② かかりつけの医療機関を受診し、入院治療の必要がなく、当面の間、症状の急変は認められないが病気の回復期には至っていない状態で、集団保育が困難なことから病児保育が適当と判断された子。
 - ③ 保護者が勤務、傷病、事故その他やむを得ない事由により家庭での病児の保育が困難な場合。
 - ④ 祖父母、その他親戚等の支援による保育が困難な場合。
 - ⑤ MR（麻疹・風疹）ワクチンの予防接種が済んでいる子

実施日及び保育時間

- 病児保育の実施日は、下記の日を除いた日となります。
 - ① 土曜日、日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - ③ 年末年始の休日
 - ④ 工事等の事情により病院全体が休診となる日
- 保育時間 8:00～18:00
受診後に利用される場合は、その旨をお知らせ下さい。お迎えの時間は厳守して下さい。

保育体制

- 病児保育は、福岡東医療センターの保育士、小児科医師、看護師が各々の専門性を発揮し、相互に協力のうえ適切に実施するものです。
- 小児科医師は、必要に応じて病児の健康状態を確認、把握のうえ保育士及び看護師に適切な指示を行います。急変時や、医療介入が必要と判断された場合は、当院小児科医師が初期対応を行い、保護者に連絡の上、外来を受診していただきます。
- 病児保育に携わる保育士、看護師は、3階西病棟に所属し該当児がいない日及び時間帯は、3階西病棟で勤務しています。

病児の昼食

- 病児の昼食及びおやつ（飲料含む）については、保護者が準備し持参していただきます。

病児の着替え等

- 病児の着替え、オムツ等は、保護者が準備し持参していただきます。（不足することが無いよう準備して下さい。）

病児の解熱剤

- 病児の発熱の有無にかかわらず、保護者に解熱剤（市販不可）を持参していただきます。
- 解熱剤の持参が無く、病児に使用する必要が生じた場合や持参した解熱剤の効果が十分でない場合、当院小児科医師が処方し使用します。
- 当院の受診歴が無い場合、新患としてカルテを作成します。
- 使用した解熱剤および診療の費用は、お迎え後、会計窓口で支払っていただきます。（健康保険証原本の提示が必要です。）

病児の吸入薬

- 定期的および頓用の吸入が必要な場合は、吸入薬を持参していただきます。
- 吸入薬の持参が無く、病児に使用する必要が生じた場合、当院小児科医師が処方し使用します。
- 当院の受診歴が無い場合、新患としてカルテを作成します。
- 使用した吸入薬および診療の費用は、お迎え後、会計窓口で支払っていただきます。（健康保険証原本の提示が必要です。）

利用期間及び利用定員

- 病児保育室の利用期間は、原則として1日単位とし、1回の医師の診察ごとに7日（土日祝祭日含む）まで連続して利用することができます。
- 利用定員は、原則として1日につき4名とし、入室順番は、予約順となります。しかし、予約キャンセルの場合がありますので、定員に満った場合であってもキャンセル待ちを5名まで受け付けます。

利用登録及び当日の申し込み

- 病児保育を希望する利用者（保護者）は、あらかじめ病児保育室・病後児保育利用登録申込書（病保様式第1号）および病児保育室における転倒・転落、感染及び医療行為についての同意書（様式7号）を必ず事前に福岡東医療センター病児保育へ提出し、登録しなければなりません。詳しくは、「院外病児保育事前登録」をご参照下さい。
- 利用者（保護者）の方は、児童の状態や成長による変更を生じたときは、住所や連絡先等の変更があったときはその内容を速やかに届け出て下さい。
- 利用者（保護者）の方は、前日 18:00 までに電話予約のうえ、かかりつけの医療機関の医師連絡票（病保様式第2号）と入室時情報記入用紙（病保様式第3号）に病児の家庭での状況等を記入したものを、保育士にその詳細を伝えて下さい。内服薬が必要な場合は持参して下さい。

※当日予約を希望される方は、7時30分以降にお電話にてご相談下さい。

予約申込み 7:30~18:00

※平日のみ 土日祝祭日は電話予約受付が出来ません。

独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター

092-943-2331 (代表)

病児保育室保育士まで

利用の制限

- 病児が下記のいずれかに該当すると認めるときは、病児保育の利用を制限又は中止させていただきます。
 - ① 病気の症状が重症化し、入院治療を必要とするとき。
 - ② 規定する病児数に達したとき。
 - ③ 病児・病後児保育室の管理、運営に支障があると認められたとき。
- 対象者の要件を満たさないとき又は事実と異なる申し出を行ったとき、利用目的に反して病児保育を利用したとき、保育室職員の指示に従わないときは、利用をお断りします。
- 病児保育室の利用は、多くの方が希望されています。病児保育室の利用に際し、利用時間のほか定める事項及び実施職員の指示事項を守って下さい。

費用負担

- 病児保育料は、利用1日につき2,000円です。
入室時にお支払いいただきます。(お釣りが要らないよう用意して下さい。)
- 生活保護受給世帯は0円です。必ず医療証を提示して下さい。
提示が無い場合は、2,000円をお支払いいただきます。

お問い合わせ

古賀市子育て支援課 092-942-1157

新宮町子育て支援課 092-963-2995